

要求水準書（案）に関する質問・意見の受け付けについて

令和4年5月9日
京都府住宅課

P F Iによる京都府府営住宅向日台団地整備事業（第1事業区）要求水準書（案）に記載された内容に関して、入札への参加を検討する民間事業者からの質問又は意見を下記のとおり受け付けます。これ以外による質問又は意見の提出は、無効とします。

記

1 提出方法

府ホームページにおいて、要求水準書（案）に関する質問・意見書（様式1）のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メール（件名は「P F I 要求水準書（案）について」とすること。）にファイルを添付し、提出すること。なお、メール到達日の翌営業日までに受信についてメールにより返信するので、万一返信メールが届かない場合、電話により確認を行うこと。

2 提出先

京都府建設交通部住宅課（担当：整備係）
電子メール：jutaku@pref.kyoto.lg.jp

3 受付期間

要求水準書（案）の公表の日から令和4年5月20日（金）午後5時まで

4 要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

要求水準書（案）に関して提出された質問・意見に対する回答は、質問・意見を行った者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見を行った者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年6月中を目途に府ホームページにおいて公表することとし、個別に回答を行わないものとする。なお、質問・意見を行った者の企業名は公表しない。

5 その他

府の判断により、質問又は意見の提出を行った民間事業者に対して個別にヒアリングを行うことがある。なお、ヒアリングを行った場合は、4に準じて、その内容を公表するものとする。